

ナラ枯れ被害材の移動・活用に関するガイドライン

平成18年度に山形県境の「にかほ市三崎公園」で発生したナラ枯れ被害は、4年目に県中央部の秋田市や男鹿市に発生するなど、被害が北上し拡大する傾向が見られます。

このため、ナラ枯れ被害材の有効活用と被害の拡大防止を図るため、ナラ枯れ被害木(被害を受けたおそれのある木を含む)を伐採し販売・活用するときのルールを定めました。

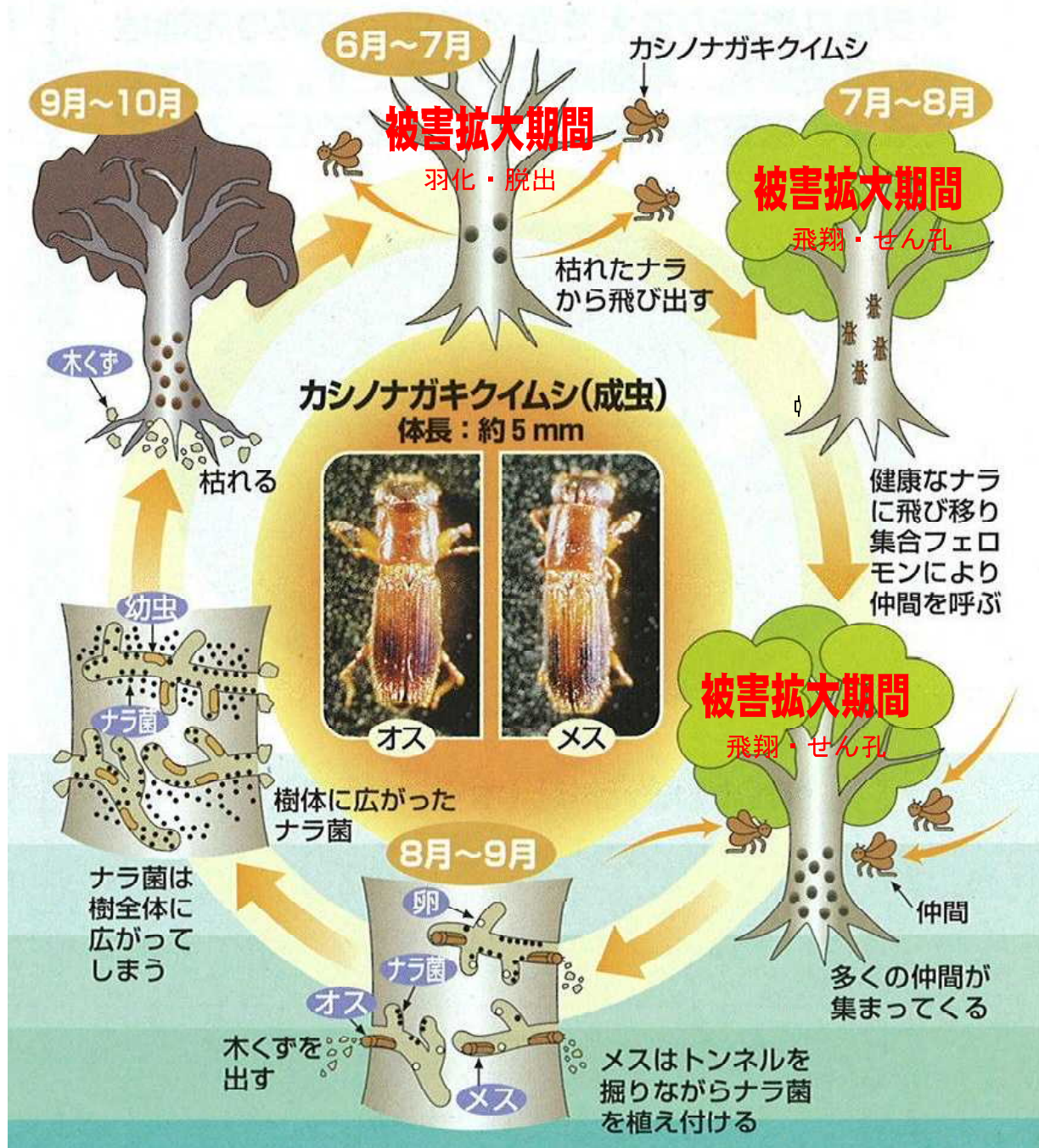


森林・林業関係者、流通業者・販売業者・活用業者の皆様には、県民生活に潤いと彩りを享受する広葉樹資源を次世代に引き継ぐため、このガイドラインに基づいた利活用と適正な処理をお願いします。

1. ナラ枯れ被害の仕組み

ナラ枯れ被害の原因となるカシナガキクイムシは、衰弱したナラ類を住みかにしている体長5mmほどの在来昆虫で、秋田県においては通常一年一世代の生活史をおくっています。

ナラ枯れサイクル



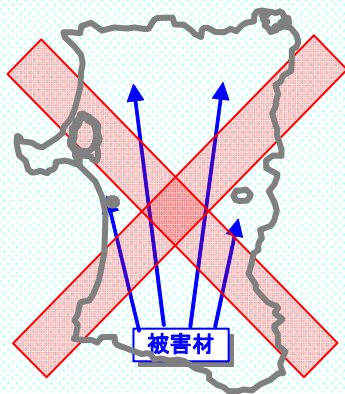
被害拡大期間 (羽化・脱出・飛翔・せん孔) 6月10日頃~8月20日頃

被害材処理期間 (羽化期前に処理) 9月上旬 ~ 翌年5月末まで

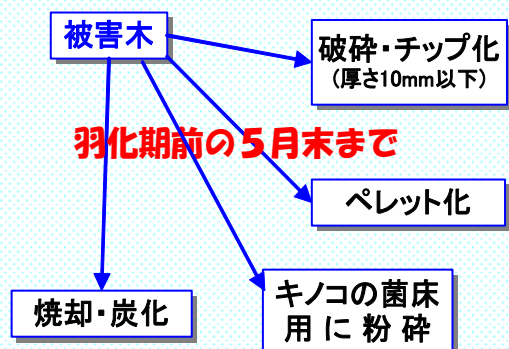
2. 被害を拡大させないための“5つのルール”

I 移動・活用のルール

(ルール1) 被害材はむやみに移動
させないこと



(ルール2) 被害材の移動・処理は
9月～翌年5月末までに
行うこと

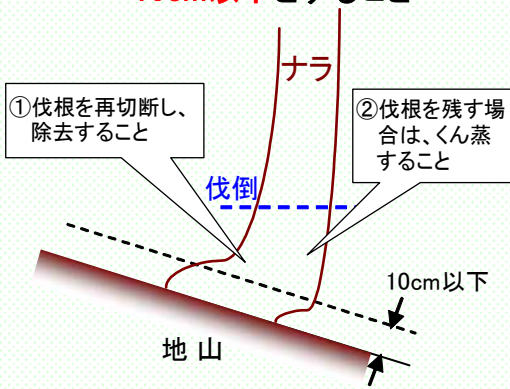


(ルール3) 遅滞ない被害材の通知

- ① 被害材の販売や譲渡にあつては、「被害材が含まれているため、適正な処理が必要」であると、相手に対し通知すること
- ② 通知書は別紙(裏面)のとおり

II 伐採のルール

(ルール4) 被害木の伐倒にあつては、
伐倒後、伐根が地際から
10cm以下とすること



(ルール5) 被害拡大期間内(6月～
8月)の伐採は行わない
こと

- ① 被害拡大期間内の伐採は、周辺に被害を広げる恐れがあるため、未被害木についても伐採しないこと
- ② ナラ類を主体とする1ha以上の森林の皆伐は、カシノナガキクイムシを誘引し周辺森林へ被害を拡大する恐れがあるため注意すること

3. 被害材の移動や処理に関する通知書

ナラ枯れ被害材移動・処理期限通知書

平成 年 月 日

様

住所
名称

(TEL - -)

印

この木材には、ナラ枯れ被害材が含まれていますので、ナラ枯れ被害材ガイドラインに基づき、次のとおりお知らせします。

記

- 1 被害材の出所 市町村 地内
- 2 処理期限 平成 年5月31日まで(カシノナガキクイムシの羽化期前)
- 3 ナラ枯れ被害材が混入しています。
 - ・適正な処理を行わないと、この木材を保管している地域でナラ枯れ被害が発生し拡大する恐れがあります。
 - ・上記の処理期限までに、焼却、製炭、破砕・粉砕(厚さ10mm以下)のいずれかの処理を行ってください。
- 4 その他
 - ・処理せず、この木材を譲渡する場合は、本通知書及びガイドラインの写しを譲渡先に渡し、確実な処理を依頼してください。

4. 問い合わせ先

秋田県農林水産部 森林整備課	秋田市山王4丁目1-1	018-860-1942
鹿角地域振興局農林部 森づくり推進課	鹿角市花輪字六月田1	0186-23-2275
北秋田 〃 森づくり推進課	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1445
山本 〃 森づくり推進課	能代市御指南町1-10	0185-52-2181
秋田 〃 森づくり推進課	秋田市山王4丁目1-2	018-860-3380
由利 〃 森づくり推進課	由利本荘市水林366	0184-22-8351
仙北 〃 森づくり推進課	大曲市大曲上栄町13-62	0187-63-6779
平鹿 〃 森づくり推進課	横手市旭川1丁目3-41	0182-32-9505
雄勝 〃 森づくり推進課	湯沢市千石町2丁目1-10	0183-73-5111